

会議の開催結果

1 会議名	第6回地域自立支援協議会
2 開催日時	平成21年3月18日 10時から12時まで
3 開催場所	市民会館うらわ101集会室
4 出席者名	議事録のとおり
5 議題及び公開・非公開の別	サービス調整会議作業部会報告 地域移行・就労移行作業部会報告 公開
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	3人
8 審議内容	前回議事録の承認 サービス調整会議作業部会報告 地域移行・就労移行作業部会報告 ヒアリングについて 就労移行の課題について
9 その他	

第6回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成21年3月18日（水）

午前10時～

場所：市民会館うらわ101集会室

次 第

1. 開 会
2. 議 題
前回議事録の承認
サービス調整会議作業部会報告
地域移行・就労移行作業部会報告
地域生活移行について
就労移行について
3. 閉 会

配布資料

- 第6回さいたま市地域自立支援協議会次第
- 第6回さいたま市地域自立支援協議会座席表
- 第5回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）
- 資料1 サービス調整会議作業部会 ヒアリングのまとめ
- 資料2 地域移行・就労移行作業部会ヒアリングのまとめ
- 資料3 - 1 就労移行実績報告
- 資料3 - 2 その他就労にかかわるもの

出席者（敬称略）

出席委員・・・浅輪委員、遠藤委員、斎藤委員、菅原委員、増田委員、三石委員、宗澤会長、山本委員（欠席委員/會田委員、岡崎委員）

事務局・・・障害福祉課長、企画係長、認定支払係長、企画係、地域生活支援係

1 開 会

傍聴の紹介

（会長）

本日は3名の方が傍聴されている。

2 議 題

前回の議事録の承認

（事務局）

議事録の承認をお願いしたい。

（浅輪委員）

6ページに発言が書かれているが、今読んでみてもさっぱりわからない。前回の施策推進協議会においては、何人かの方からまとめ方がわからないということで訂正があったが、すみません、この場合私どう訂正してよいかわからない。書いていて変だと思ったことがあったら、基本的に言いまして、私があちこち飛ぶような発言をしたからいけないのか知れないが、書いていて意味が通れないような議事録でもこのまま載せなければいけないのか。少し整理するということはしてはいけないことなのか。

(事務局)

会議録については、事前に送らせていただいているので、そういうものがあれば事務局に言っていただければ訂正するが、この場において訂正することは難しい。

(宗澤会長)

こういう趣旨だったということ shallow 委員から説明をいただかないと、訂正のしようがないが、shallow 委員の戸惑いもあるかと思うので、必要に応じて個々の部分の趣旨がわかるように訂正するという御了解を含め、その他の部分については了承することとしたい。御本人が意味が通らないという文面は、訂正する必要があると思われるので、グループホーム、ケアホームの話題から入ったときに、ホームのあり方について疑問を持ったという文脈の中での発言と確認させていただきたいが、後日訂正いただいた後、あらためて議事録を送るという手順を踏んでいただきたい。

(浅輪委員)

了解した。後日改めて連絡する。

サービス調整会議作業部会の報告

・三石委員より資料1 サービス調整会議作業部会ヒアリングのまとめの説明

(宗澤会長)

サービス調整会議の今後のあり方について、本人に生きる力とか自分の生き方とかを選択していくということがあるが、具体的に何をするのか。相談支援の枠組みの中で、その人の生き方を問うとか、人格的な要素に関与するということまでの役割があるのかどうかということについては個人的には疑問である。子供の場合というのは、いふなれば、子供の人生の選択に関わって、大人がそれに対して責任を持っていくということは必要であるけれど、相手が大人である場合はこのようにそもそも言っていないのかということも含めて疑問である。全面否定するつもりはないが、本人の意向を伺って、今何に困っているのか、どんなサービスが必要なのか、ということ判断するというのはわかるが、その上で本人の生きる力や自分の生き方を選択するというのは具体的に何をするのか。私個人の場合は30過ぎて研究テーマを選択することはできたが、生き方については選択できなかったという気もあって、これは何を意味しているのか伺いたい。

(三石委員)

サービス調整会議のヒアリングを行ったときに、サービス調整会議の検討の中で、その人にとって必要なサービスや必要な社会資源の調整をしているというのがその中心的な議題の中身であったというのが見えてきたが、サービスの調整や社会資源の調整だけで解決しないという問題があると思うので、そこに対する支援プランというものはないのかと。

(宗澤会長)

それをキーワードとするのであれば、解決しないということは本人の人格的な問題に起因することになりはしないか。これは、25から30年前の教育学の概念である。現在の学校教育ではこのような概念は使わない。資料1の3の(2)生活支援センターの相談支援のあり方についてというところで、一番目の相談支援センターの専門性の確保の向上の文章の一行目に「今の人格や成長の課題を含め」とあるが、例えばどんなことを考えるのか。たとえば、精神障害の人であるとか、全身性障害を持っている人の人格や成長の課題を含め、生きる力をはぐくむというのをサービス調整会議の課題とするのか。

(山本委員)

通常、こういう相談支援の専門性といったとき、ここまで深く、人格とか成長とか書くよりも、このイメージとしては、例えば療育手帳を取りたいという相談がきたときに、ただ療育手帳の説明をして手続きをするということではなく、その背景にはどんな課題があるのかということをしかりつかんで、生活や家族のことなど全体を把握して、必要なコーディネートをしてサービ

ス提供をしていくという組み立てをしていくということが必要だということが前提としてある。その中で、個別的な課題として、例えば、単身者で金銭管理をどうするのか、生活リズムがついてない場合どうするのか、色々と支援する側が、望ましい提案をしたときに、その方が一番適切なものを選ぶ力をどうつけるのか、そういったイメージであれば相談支援としては理解しやすいと思う。確かに人格とか明確に書いてしまうと誤解を生む心配があるとおもいますが、私の理解では、先ほど申し上げた、自分で一番適切な方法を選ぶ力をつけるとか、そのために周りの支援者がいくつかの望ましいと思われる提案をしっかりとっていくとか、そのためには個別の表面的なニーズではなく、それを取り巻く生活とか家庭とかを含めて把握していくというイメージではないかと思う。

(宗澤会長)

言葉として言えば、生活を全体として把握するということと、生活課題を把握するというイメージであると思う。生きる力とか人格とかになってくると、誤解を招くと思われる。いま、山本委員がおっしゃったような趣旨で考えていってもらいたい。

(三石委員)

まとめ方に非常に問題があったと思う。山本委員の指摘にしたがい、調整会議のあり方については再度整理させていただきたい。

(宗澤会長)

趣旨としては、形式的にサービスを調整するだけではなく、もう少し本質的な問題に立ち入ったところを見据えた、サービス調整と相談支援が実行されねばならない。そのときのキーワードとしてどうすべきなのかという点について吟味の課題があるのではないかと考えている。

(菅原委員)

サービス調整会議のヒアリングをして感じたことは、支援課や生活支援センターにまだ何をしていくのかというイメージがまだまだできていない。支援センターも支援者として相談者に付き合っていて、その人の自己選択なり、これからどうしていくのかということと一緒に考えていくというスタンスに立った上で調整会議が進められればよいが、ともすれば、お互いに集まったところで、「何もありません」という結果だったり、お互いに手を引いてしまう結果だったりして、その人が自身が置き去りにされてしまったり、関わりのないままに終わってしまうという危惧がある。先ほど山本委員がおっしゃったようなことを、何らかの形で皆で確認しなければならない。

(宗澤会長)

コーディネーター連絡会議の趣旨は理解しているので、キーワードで話がそれてしまうのは本意ではない。

地域移行・就労移行作業部会報告

(菅原委員)

菅原委員より、資料2 地域自立支援協議会地域移行・就労移行作業部会の報告

(山本委員)

相談支援の動向の中に、就労移行したがリストラされる状況になっているという一項目があるが、就労移行支援を行っている関係で、具体的にどんな状況があるか伺いたい。

(菅原委員)

これは委員さんから話があったものである。

(山本委員)

実はこういった話はよく聞くし、新聞等でも目にするが、私どものところに登録してもらって

る方についてはリストラということは聞いたことがない。会社が倒産してしまったであるとか、統合のために工場を移転するのでついてこれないであるとか、解雇したくないので週5日を3日にしてくれないかという話はあるが、どういうところでそういった事案があるのか、今あちこちから聞いているところである。

(浅輪委員)

就労支援の本人に対する支援を一年間やってきたピアカウンセラーがいるが、そのなかで、本人からいろんな話を聞くということがあるのですが、就労して1年目の人が実際に、ある下請け会社で働いていたが、週5日だったのが4日になり3日になり、1日6時間だったのが今2時間しか働いていない。会社は首を切りたくないということでやっているんだと思うが、これは就労ではないのでは、とか空いている時間をどうすればいいのかということで悩んでいるとのことである。こういった場合、総合支援センターでは何をしてくれるのか。

(山本委員)

地域生活移行に絡めてお話させていただきますと、そういう課題が出る前、又は出た後すぐに、地域の中で就労支援をしっかりとやっている専門のところを必ず絡めていただきたい。たとえば、実際そういう話があって、仕事がだんだん減ってきて、会社の壁のペンキ塗りを仕方なくやってもらっているというところもある。また、厚労省の通知などでも退職させる場合には必ず次の就労場所を斡旋するという通知が出ている。そういうことを就労支援をやっているところは必ず知っているので、私どもも1事例あるが、次のところを斡旋してもらえないかという話しをして、関連会社の清掃業務を紹介してもらって、就労場所を確保したということがある。地域生活移行のところでは、単独で相談を受けたところが最初から最後までやるのではなく、就労であれば就労支援をしているところを必ず引っ張り込んでもらって、今こんな相談があるけれどどんな対応が必要なのか、親や就労先の了解の元、働いているところに訪問して課題がないかどうか含めて話を聞いて、離職予防につなげていくということをしているので、やはり、問題がなくとも早めにつなげてもらうということが必要だと思う。地域生活移行に絡めてということであると、地域生活支援をする上で必要なところは、コーディネートしてもらって、仲間に入れてもらって、支援の中に入れてもらうということが必要だと思う。

(斎藤委員)

関連してひとつ。雇用情勢の悪化の中の障害者への影響というところだが、ご家族は首になるのが怖いので、まだ公式に相談に乗らないという事例があって、どのように関わっていくのが苦慮している。勤務時間の短縮については大変増えていると思う。短縮だけではなく、来てもいいけど仕事はないし給料は出ない、別の就業規則を作っており、解雇にはなっていないので、会社の形式的なコンプライアンスはかろうじて保っている、親御さんも一年間は現状を受け入れているという首の皮すれすれの状態だが、そのような話を聞くまでに数ヶ月要しているようなことがあるので、そういう水面下の状況というのがあると思う。そこへの関与の仕方が非常に悩みどころである。今後どのように関わるべきなのか、今の情勢では非常に大きな課題ではないだろうか。

(宗澤会長)

今の経済情勢であると、そこを慎重に丁寧に、就労関係の支援機関を必ず巻き込んで対応していくことが基本ではないかと思われる。当面の重要なひとつの課題となっていることは御指摘のとおりと思う。それに関連する事柄になると思われるので、資料の3-1の就労移行の実績報告の説明をお願いしたい。

(山本委員)

山本委員より、資料3-1 就労移行実績の報告

(増田委員)

就職決定者が47名で、そのうち10名が精神障害ということだが、この10人の生活の状況というのはどのようなもので、それまでの経験とか病状の回復程度であるとか、おおよその傾向を

うかがいたい。

(山本委員)

小規模作業所を含めて、施設利用をされていた方が4名いた。こちらは、施設の指導員さんと相談をしながら、病状の確認も診断書と病院、御家族の了承をいただいて、直接病状を調査し、実習先の情報などの提供やアドバイスをさせていただきながら進めさせていただいた。そこまで行くためには施設さんの方で生活リズムや体力をつけていただくようなプログラムなどを組んでいただいて、半年くらいかけて進めさせていただいた。あとは、病院のデイケアからの紹介で、そろそろ実習を受けても大丈夫だろうという判断で紹介されてきたものである。ただ、条件というのが、1日3、4時間程度週3日くらいなら就労可能という方がほとんどである。そういう条件だとなかなか実習というのは難しいので、その場合にはデイケアに通ってもらいながら、総合支援センターの研修をうけてもらい、その辺の状況を見ながら実習先を探し、短い体験実習などをしてもらい、そこで本人の適応だとか体力を見ながら就職に向けた1ヶ月単位の実習を行うとか時間をかけて行っている。相談を受けた方で、一番早くて3ヶ月という方がいるが、通常半年くらいかかる。この10名の方でも2名の方は病休を取りながら稼働している。そのうち一人はうつ病であるが、介護の仕事をやっている。そこは理解のある職場であるが、やはり体調に波があるので、調子が悪くなってきたときには、本人から総合支援センターにメールしてもらい、総合支援センターが雇用先と調整に入っている。本人では直接言いづらいこともあるので、間に入って、医者や診断書ももらって、病休の手続きをする。また、復帰に当たっても、うちのほうに本人から話があるので、総合支援センターが復帰の時期や当面の勤務形態の条件などを調整している。

(浅輪委員)

就労するのに、生活が乱れていないというのは一番大きな条件であると思うが、ある特例子会社などが面接のときに親を同伴させている。私は変だと思うのだが、就労するのは本人であり、生活の自立ができていないとなかなか難しいと思うが、親が同伴しないと面接が受け入れられないと面接ができないということは、会社はいったい親に何を求めていることについて、どのように考えているか。

(山本委員)

他にもそういう事例があったので、確認をした。ひとつには本人の自主性という問題ではなく、家族の協力や理解がどのくらいあるのかを知りたいということであった。ある企業は実際に雇用した後に、御本人、御家族と連絡帳などでやり取りしている企業があった。そこで御本人は一生懸命書いてくるが、御家族はいつも1行2行くらいしか書いてこない。すると会社の評価としては、本人はこれだけがんばっているけど、家族の反応はこんなものなのかと。いざというときに家族のバックアップは受けられるのかと逆に相談されたことがあった、企業側は本人の自主性ではなく、御家族側のバックアップであったり、何かあったときの連携であったり、働くことに対する家族の理解であったり、そういったものをしっかり理解したいからだというように伺った。

(浅輪委員)

親も知的障害を持っている事例もあるので、その人に家族としての支援を求めるとするのは難しいと思われる。例えば作業所でやっている間は、職員が支援することもあると思うが、就労すればそこから離れることとなる。子供の支援を親に求められるというのは、親はかえって足を引っ張ることもあり、その辺の課題についてはどのようにお考えか。

(山本委員)

その辺が、総合支援センターや生活支援センターの役割ではないかと考えている。企業側はそんなに大変な役割を家族に期待しているわけではない。例えば、御本人の調子が悪いときに本人から話を伺えないということがあった場合に、話を聞くには生活をともにしている御家族からお話を聞きやすいので、電話をするなり、連絡帳でやり取りするなりして、最近の家での調子はどうだったかとか、この場合はどんな配慮をすればいいのかであるとか、そういうレベルのことであ

る。必ず就労支援の関係機関が関わっていれば、それ以上の問題というのは、必ずセンターの方に来るし、また、そういう役割はセンターの仕事だと考えているので、そういう形で企業にお話している。

(斎藤委員)

自立支援法の新事業体系に就労移行支援事業というものができて、2年半以上たっているが、利用期限は2年間である。施行から2年たってその後その事業を利用している方はどうなっているのか。実際相談も何件か受けている。

(事務局)

傾向としては、継続支援B型に移行される方、ほかのデイサービスに移行される方などがいる。行き違いからある施設でトラブルが発生したことは承知しているが、一応そういう形で基本的には動いている。

(斎藤委員)

そうすると、さきほどの就労支援施設協議会であるとか、就労移行支援事業をやっているところの内容だとか連携であるとか事例検討などが深化されていかないと、事業体としては市内にいくつあっても中身も展開もまだまだ機能し切れてないと現状では考えてよいか。

(山本委員)

担当外ではあるが、色々施設と話すことがあるので、実はまだ新体系に移行して間がないというところもありまして、例えば、多機能事業所で就労移行と継続Bの事業をやっているところは、当初の想定では2年後に就労移行から一般就労できなかつた方には同じ施設の就労継続B型に移っていただくということで定員を決めていた施設が多いようである。同じ名前の施設の中で就労移行から継続へ移ってもらうという考え方であるようだ。それもまだ最初のうちであるから対応していけるが、これから就労Bばかり増えてどうなるのかということもあるので、今後は施設整備であるとか新体系移行をこれからする事業所については相談していただかないと、ということになる。

(宗澤会長)

就労移行の手順であるとか進め方については、今後丁寧に市内の事業者全体で総合支援センターの就労支援部門のお知恵を拝借しながら、就労移行が進む方向でやっていくことが重要な課題であるということで理解している。

(山本委員)

以前施設にいて、そこから就職した、しかしうまくいかなくて、また元に戻りたいという話があった。支援課では、なぜだめだったのか、課題は何か、どういうことをやりたいのか、本人、家族に聞いていただいてきちんと整理させていただいたことがある。そこに総合支援センターも入れていただいて、今すぐ就労が必要なのか、課題解決のために違う施設を利用したほうがいいのか、大宮区でサービス調整会議を開いて検討させていただいたことがある。その中で、本人が仕事がうまくいかなかった原因をお話いただいたので、それをクリアするためには施設利用をしながら勉強するという方向性が出て、いくつかの施設を支援課を中心に見学にいったり、説明を行い、本人、家族、施設のほうも、そのような課題であればということで、施設のほうで指導が可能であるということで受け入れていただいた。これがひとつのモデルになるのではないかと。たとえば単独の施設が就労移行支援事業しかなくて、近隣の就労継続Bを使わなければいけないということになったときに、なぜだめだったかを課題整理する、中心になってコーディネートをするところがあって、その課題に対してどんな支援が必要なのか、それができるのはどこなのかという提案をしっかりとした上で、直接施設の方に見に行き、施設もそれを理解して、サービスはこういうものを提供できますというようなやり取りの中で選んでいくというようなことが必要になっていくのではないかと。今回は支援課中心にやっていただいたのだが、とてもいいモデルとなるのではないかとということで報告させていただいた。

(宗澤会長)

ひとつのモデルというのが就労移行をめぐる支援というのがネットワークの中で支えられているということがわかる話であると思う。本日の議題に上がっているサービス調整会議と地域生活・就労移行の話全体として総括する場合、2年ほどの自立支援協議会のもとでの生活支援、就労支援をはじめ、ここでいろんな教訓を活かしながら、今日、ひとまずのまとめを行ったということで理解している。

(遠藤委員)

これまでの作業部会等を含め、支援課と生活支援センターのあり方について色々な意見が出されたが、特に生活支援センターからの要望が多かったように思う。自分の足元を振り返ってみてはどうかということを考えており、前回の作業部会においてセンターと支援課の交流は行えないのかという話があった。そこで、支援課では、うちの職員とセンターの職員と交流というよりは、一方的にお願いして2年目の職員と5年目の職員をセンターに派遣して色々見学させてきた。その中でレポートを作成してもらったが、その後、時間をかけてその二人に今の支援センターとの連携のあり方についてどのように思っているか、今後どのようにすればいいか質問したところ、具体的な言葉として方向性というようなものは出なかった。経験したことはわかっているが、いいものを積み上げていくために、連携をすることによりいいものができるということは、気持ちにはわかるが技術的にはイメージできていないということを感じている。三石委員の指摘した、人生の選択についてもケースワーカーとしてはどこかで持っていなければいけない意識だと思う。援護するケースにとっては中間目標か、最終目的か、そこまで行かないのか、そういったものの尺度とはなりえるのではないかと思われる。ところが、一年間やってきたがまだ連携ができていないという状況である。サービス調整会議のまとめについても、地域生活移行についても、なかなか具体的なものは出てこなかったと思う。もう少し支援課、センターの職員が、どのような認識、目的を持つか、そういった支援をしていくために必要なものはっきりわかるようなものを提示すべきであったと思う。研修に関しても、一点目、支援課側であるが、新人職員を含め、職員に対する支援センターと支援課の役割に対する支援していくための計画のあり方や支援方法の開発など単に1日2時間程度のものではなく、毎月2回やってもいいような責任感を持たせるような内容の研修をやる必要があると思う。2点目は行政側で核になる人がいないとなかなか職員が動きづらい。なんで生活支援センターと連携が必要なのか、何で関係機関を集めなくてはならないのか、疑問を持ちながら集めようとしているからなかなか結果が出てこない。こういう理由で、こういう機会が必要なのだということを明確にできる核となる職員が必要である。自立支援法施行前までは、行政側が一手にそういったことをやってきたが、相談支援の充実ということで生活支援センターが立ち上がり、支援課と共にいかに障害福祉の両輪として回していくかが課題と思われる。事務局にはそのことをよろしくお願したい。

(宗澤会長)

三石委員から報告のあった、支援の指針、ガイドラインを作成していくプロセスの中に支援課の職員を含めていくかという課題があると思う。結局突き詰めていくと人事異動の問題にまで絡んでいく話であるので、さいたま市という組織がある限り人事異動は行われるのでそこに耐えうるような手立てを考えていくときに、支援課と障害者生活支援センターが共にどのようにして支援を進めていくのかというのを明快にしていくガイドラインを作成する作業がひとつ問われているのだと思う。事務局には大いに期待したい。

(浅輪委員)

中央区の調整会議にずっと出ており、色々な経験をしたが、2月の会議のときに障害のある方の本人の生き方や人格というものの中に、われわれの目線というものが先行していたのかということを感じている。あるべき姿を追求していただけないかと感じている。ある方が8年間働いていたが、どうしてもこられないという状況が続いていて、極々最近に同じくらいの年齢で若い女性の職員が入ってきてカラオケに付き合ったりなんかして出てきた言葉が、手帳を持っているにもかかわらず「私は障害者じゃないんだ」と言い出して、施設の人たちと一緒にやるのはいやだ

と言いだめた。そのことについて、職員はなんかわかるような気がするということであった。それまでは出てこれなくて、何度連れ出しに行ってもだめだった。その方の家庭を支えるために様々な機関を集めて調整会議を何度もやったがだめだった。じゃあ、やめてもいいということで、すぐやめるのも難しいからパートで入らないかと誘ったら、「やりたい」ということを言った。働くことがいやなのではなく、違う何かがあってできなかった。施設として関わっているが、施設をやめたら施設としての支援をできなくなってしまう。そこでサービス調整会議の席上、支援センターにここまでが私たちの仕事で、ここから先は支援センターが受けてくれますかということをおっしゃると「やります」ということであった。私たちは一人の方を支援していくのに切れてはいけなとかんがえており、緩やかに繋がっていかなくてはいけない。私たちが考える生き方というのは、障害のある方にはとても届かないということがある。やっぱり、自分らしく弱く生きていくということをお認めしてくれる社会でなくてはだめだと思う。母親は精神障害がある大変な家庭だが、今生き生きと働いている。私たちは喜んで作業所来ていいと申したし、それを受けてくれる支援センターがあってとてもよかったと考えている。このようなことを8年間わからなかったことを反省している。

(宗澤会長)

生き方とかそういうものを支援者の側から押し付けるのではなく、本人が納得できることをどう支援していくのかということが大事だということが理解できる。

その他

(宗澤会長)

資料ナンバーを振っていない資料がここにあるが、どこの文書なのか、これについて事務局から説明をいただきたい。相談支援実績集計指標開発による自立支援協議会活性化事業について、とあるが、これは自立支援協議会のあり方を規定するものであると思うが、これは使わなければならないか、また、資料ナンバーも振られていないが、その理由も含めて説明をいただきたい。

(山本委員)

この資料については、私のほうから事務局にお願いして御報告を差し上げたいということで配布させていただいた。障害保健福祉推進事業ということで埼玉県障害者相談支援専門員協議会、そこが受けて、自分たちの相談支援のあり方をもう少し明確化するようなソフト作りをしてきちんとしたデータを作成し、それを元に地域の課題を明らかにできないだろうかという取り組みである。厚労省に報告を提出し、埼玉県に提供したい。埼玉県は強制はしないが、県内市町村に提供したいということである。これをそのままさいたま市で使うかどうか判断するというものではない。そこで御報告差し上げたものである。議題であれば、その他の部分に当たるものである。

(宗澤会長)

こういったPCソフトの場合、作った人の意図を超えて運用されるということがありえる。全国単位である種のマネジメントが成立するということにもなって、これは介護保険に通じるものである。お願いをさせていただければ、内容についてもっと具体的で、どういうシステムなのかという中身を知る機会を設けていただきたい。そうでないと検討ができない。業務の水準を評価して誰がどのように運用するのかであるとか、データの集計の中で結局どういうサービスにつながったかということが集計された場合、介護保険のように介護の軽いところのサービスが出張ってきたからすぐに介護予防という概念にもって行くであるとか、政策的に利用されているわけである。これはいったい誰が評価し誰が管理するのかということが明らかにならなければ、さいたま市で完結するものなのか、全国的に集計されていくものなのか、その辺を検討する必要があると個人的には考えている。相談支援事業者が自己点検するであるとか、地域全体の中で問題を共有するというのであれば有意義であると考えているが、これが新しい動きだとすれば、何か内容自体を知る機会を別途いただきたいと思うが。

(山本委員)

資料の一番下にスケジュールがあると思うが、相談支援事業者が主導となり自分たちの仕事をどのように評価されているのかどうかということがあった。資料の裏側にあるが、自分たちの仕事の内容の入力とケース管理、ケース検討など個別の支援課意義の記録等が見られるようになる。第1には、自分たちで管理して、自分たちで見直していこうということが目的としてある。第2には、これを使って自立支援協議会に必要なデータを出して、それぞれの地域の課題を明らかにして検討していく基礎資料として使えるのではないかとということである。これを市町村に集計をさせて、県が吸い上げて国に報告するというような想定は今のところない。ただ、国のお金を使ってやっているのではどうなるかはわからないが、最終的には4月に試行し、課題を修正して6月くらいに配って、各市町村が検討するという事になっている。その前には自立支援協議会等で具体的なソフトの中身であったり、打ち出される帳票であったり、そういったものを含めて説明していきたいと考えている。

(宗澤会長)

それは有償なのか。

(山本委員)

無償である。

(増田委員)

今日、報告いただいた課題については次年度に引き継ぐということでよいか。

(宗澤会長)

自立支援協議会であるので、コーディネーター連絡会から報告されていることを課題として確認するなり修正するなりしたということである。したがって、今の地域生活支援に関わる、生活、就労両面の課題の確認をさせていただいたので当然来年度に引き継がれるものと考えている。

障害福祉課長挨拶

(障害福祉課長)

本日、任期最後の協議会ということで、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。宗澤会長をはじめ委員の皆様には、この2年間、協議会及び作業部会での熱心なご協議をいただきましたことに対し、改めて厚く御礼申し上げます。本協議会は平成19年5月29日に第1回を開催させていただきまして、障害のある方々が地域において、自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制の確保はもちろん、それとあわせて、これらサービスの適切な利用を支える相談支援体制を構築を目指すために様々な御協議をいただいております。おかげさまで第2期障害者総合支援計画の相談支援システム構築に盛り込むこともできました。今後も利用者のニーズに沿った相談支援体制にしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様には、ご支援ご協力、またご意見等を頂戴できればと思っております。結びに皆様方の更なる御健勝にての御活躍を祈念いたしまして簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。

3 閉会

(宗澤会長)

以上を持って、第6回の地域自立支援協議会を閉会する。委員の皆様には会の進行に御協力いただき、第1期を通じ様々な御尽力御助力をいただいたことに感謝申し上げます。終了としたい